

国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する政令参照条文

目次

○国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）（抄）	1
○国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）（抄）	9
○国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（抄）	13
○検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）（抄）	15
○会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）（抄）	15
○国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（抄）	15
○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（抄）	16
○災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（抄）	17

○国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)(抄)

第二章 一般の退職手当

(一般の退職手当)

第二条の四 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第六条の三までの規定により計算した退職手当の基本額に、第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第三条 次条又は第五条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の俸給月額(俸給が日額で定められている者については、俸給の日額の二十一日分に相当する額。以下同じ。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百
- 二 一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百十
- 三 十六年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百六十
- 四 二十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の二百
- 五 二十六年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百六十
- 六 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百二十

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病氣(以下「傷病」という。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第十二条第一項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 勤続期間一年以上十年以下の者 百分の六十
- 二 勤続期間一年以上十五年以下の者 百分の八十
- 三 勤続期間十六年以上十九年以下の者 百分の九十

(十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第四条 十一年以上二十五年未満の期間勤続し、国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により退職した者(同法第八十一条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又は二十五年未満の期間勤続し、その者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の俸給月額(以下「退職日俸給月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十五
- 二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百三十七・五
- 三 十六年以上二十四年以下の期間については、一年につき百分の二百

2 前項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者で、通勤(国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条の二(他

の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第五条 定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者で政令で定めるもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者、二十五年以上勤続し、国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により退職した者(同法第八十一条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又は二十五年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十

二 十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の百六十五

三 二十六年以上三十四年以下の期間については、一年につき百分の百八十

四 三十五年以上の期間については、一年につき百分の百五

2 前項の規定は、二十五年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(俸給月額の減額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第五条の二 退職した者の基礎在職期間中に、俸給月額の減額改定(俸給月額の改定をする法令が制定され、又はこれに準ずる給与準則若しくは給与の支給の基準が定められた場合において、当該法令又は給与の支給の基準による改定により当該改定前に受けていた俸給月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)

において当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の俸給月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前俸給月額」という。)が、退職日俸給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 退職日俸給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前三条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日俸給月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前俸給月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この法律その他の法律の規定により、この法律の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの法律の規定による退職手当の支給を受けたこと又は地方公務員、第七条の二第一項に規定する公庫等職員(他の法律の規定により、同条の規定の適用について、同項に規定する公庫等職員とみなされるものを含む。以下この項において同じ。))若しくは第八条第一項に規定する独立行政法人等役員として退職したことにより退

職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第七条第六項の規定により職員としての引き続きいた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第十二条第一項若しくは第十四条第一項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第九条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、地方公務員、第七条の二第一項に規定する公庫等職員又は第八条第一項に規定する独立行政法人等役員となつたときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

- 一 職員としての引き続きいた在職期間
  - 二 第七条第五項の規定により職員としての引き続きいた在職期間を含むものとされた地方公務員としての引き続きいた在職期間
  - 三 第七条の二第一項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する公庫等職員としての引き続きいた在職期間
  - 四 第七条の二第二項に規定する場合における公庫等職員としての引き続きいた在職期間
  - 五 第八条第一項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する独立行政法人等役員としての引き続きいた在職期間
  - 六 第八条第二項に規定する場合における独立行政法人等役員としての引き続きいた在職期間
  - 七 前各号に掲げる期間に準ずるものとして政令で定める在職期間  
（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）
- 第五条の三 第五条第一項に規定する者（退職日俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の指定職俸給表六号俸の額に相当する額以上である者その他政令で定める者を除く。）のうち、定年に達する日から政令で定める一定の期間前までに退職した者であつて、その勤続期間が二十五年以上であり、かつ、その年齢が政令で定める年齢以上であるものに対する同項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五条第一項	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められている者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき退職日俸給月額に應じて百分の二を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額の合計額
第五条の二第一項第一号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められている者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき特定減額前俸給月額に應じて百分の二を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額の合計額

<p>第五条の二第一項第二号</p>	<p>退職日俸給月額に、</p>	<p>退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき特定減額前俸給月額に応じて百分の二を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額の合計額に、</p>
<p>第五条の二第一項第二号ロ</p>	<p>前号に掲げる額</p>	<p>その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p>

(退職手当の基本額の最高限度額)

第六条 第三条から第五条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日俸給月額に六十を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第六条の二 第五条の二第一項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

一 六十以上 特定減額前俸給月額に六十を乗じて得た額

二 六十未満 特定減額前俸給月額に第五条の二第一項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日俸給月額に六十から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第六条の三 第五条の三に規定する者に対する前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第六条</p>	<p>第三条から第五条まで</p>	<p>前条の規定により読み替えて適用する第五条</p>
<p>退職日俸給月額</p>	<p>退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき退職日俸給月額に応じて百分の二を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額の合計額</p>	

					これらの	前条の規定により読み替えて適用する第五条の
第六条の二		第五条の二第一項の			第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項の	第五条の三の規定により読み替えて適用する同項第二号ロ
		同項第二号ロ			同条の規定により読み替えて適用する同項の	
第六条の二第一号		同項の			特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているものに係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき特定減額前俸給月額に應じて百分の二を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額の合計額	
第六条の二第二号		特定減額前俸給月額			特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているものに係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき特定減額前俸給月額に應じて百分の二を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額の合計額	
		第五条の二第一項第二号ロ			第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項第二号ロ	
		及び退職日俸給月額			並びに退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているものに係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき特定減額前俸給月額に應じて百分の二を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額の合計額	
	当該割合				当該第五条の三の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合	

(退職手当の調整額)

第六条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（国家公務員法第七十九条の規定による休職（公務上の傷病による休職、

通勤による傷病による休職、職員を政令で定める法人その他の団体の業務に従事させるための休職及び当該休職以外の休職であつて職員を当該職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事させるための当該業務への従事が公務の能率的な運営に特に資するものとして政令で定める要件を満たすものを除く。）、同法第八十二条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち政令で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- 一 第一号区分 七万九千二百円
- 二 第二号区分 六万二千五百円
- 三 第三号区分 五万四千五百円
- 四 第四号区分 五万円
- 五 第五号区分 四万五千八百五十円
- 六 第六号区分 四万七千七百円
- 七 第七号区分 三万三千三百五十円
- 八 第八号区分 二万五千円
- 九 第九号区分 二万八百五十円
- 十 第十号区分 一万六千七百円
- 十一 第十一号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第五条の二第二項第二号から第七号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、政令で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第一項各号に掲げる職員の区分は、官職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、政令で定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- 一 退職した者（第六号に掲げる者を除く。以下この項において同じ。）のうち自己都合退職者（第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が五年以上二十四年以下のもの 第一項第一号から第九号まで又は第十一号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第十号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額
- 二 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が一年以上四年以下のもの 前号の規定により計算した額の二分の一に相当する額
- 三 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

四 自己都合退職者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 第一号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

- 五 自己都合退職者でその勤続期間が九年以下のもの 零
- 六 次のいずれかに該当する者 第三条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額の百分の六に相当する額
  - イ 退職日俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律の指定職俸給表八号俸の額に相当する額を超える者その他これに類する者として政令で定めるもの
  - ロ その者の基礎在職期間がすべて特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条各号（第七十三号及び第七十四号を除く。）に掲げる特別職の職員としての在職期間である者
- 五 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。
  - （一般の退職手当の額に係る特例）
- 第六條の五 第五條第一項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第二條の四、第五條、第五條の二及び前條の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。
  - 一 勤続期間一年未満の者 百分の二百七十
  - 二 勤続期間一年以上二年未満の者 百分の三百六十
  - 三 勤続期間二年以上三年未満の者 百分の四百五十
  - 四 勤続期間三年以上の者 百分の五百四十
- 2 前項の「基本給月額」とは、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）については同法に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額をいい、その他の職員については一般職の職員の基本給月額に準じて政令で定める額をいう。
  - （勤続期間の計算）
- 第七條 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。
  - 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
  - 3 職員が退職した場合（第十二條第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前二項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
  - 4 前三項の規定による在職期間のうちには休職月等が一年以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員法第百八條の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七條第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）を前三項の規定により計算したる在職期間から除算する。
  - 5 第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、地方公務員が機構の改廃、施設の移譲その他の事由によつて引き続いて職員となつたときにおけるその者の地方公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の地方公務員としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用するほか、政令でこれを定める。
- 6 前各項の規定により計算したる在職期間に一年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が六月以上一年未満

(第三条第一項(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。)、第四条第一項又は第五条第一項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあつては、一年未満)の場合には、これを一年とする。

7 前項の規定は、前条又は第十条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

8 第十条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した退職期間に一月未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。

(公庫等職員として在職した後引き続き職員となつた者の在職期間の計算)

第七条の二 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人(特定独立行政法人を除く。)でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(退職手当(これに相当する給付を含む。))に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「公庫等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き公庫等職員として在職した後引き続き再び職員となつた者の前条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続き在職期間とみなす。

2 公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となつた場合におけるその者の前条第一項に規定する職員としての引き続き在職期間には、その者の公庫等職員としての引き続き在職期間を含むものとする。

3 前二項の場合における公庫等職員としての在職期間の計算については、前条(第五項を除く。)の規定を準用するほか、政令で定める。

4 第六条の四第一項の政令で定める法人その他の団体に使用される者がその身分を保有したまま引き続き職員となつた場合におけるその者の前条第一項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかつたものとみなす。ただし、政令で定める場合においては、この限りでない。

(独立行政法人等役員として在職した後引き続き職員となつた者の在職期間の計算)

第八条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(退職手当(これに相当する給付を含む。))に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「独立行政法人等」という。)の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「独立行政法人等役員」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き独立行政法人等役員として在職した後引き続き再び職員となつた者の第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続き在職期間とみなす。

2 独立行政法人等役員が、独立行政法人等の要請に応じ、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となつた場合におけるその者の第七条第一項に規定する職員としての引き続き在職期間には、その者の独立行政法人等役員としての引き続き在職期間を含むものとする。

3 前二項の場合における独立行政法人等役員としての在職期間の計算については、第七条(第五項を除く。)の規定を準用するほか、政令で定める。

(実施規定)

第二十条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

○国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第九十六号)(抄)

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第一条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第八条の二」に改める。

第三条第一項中「俸給の」を「退職の日におけるその者の俸給の」に、「以下同じ」を「以下「退職日俸給月額」という」に改め、同条第二項中「よらず」の下に「、かつ、第八条の二第五項に規定する認定を受けないで」を加え、「を含む」を「及び傷病によらず、国家公務員法第七十八条第一号から第三号まで(裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する場合を含む。)、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第四十二条第一号から第三号まで又は国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第十一条第一項第一号から第三号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第六条の四第四項において「自己都合等退職者」という」に、「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により退職した者(同法第八十一条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- 二 その者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるもの
- 三 第八条の二第五項に規定する認定(同条第一項第一号に係るものに限る。)を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

第四条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十五
- 二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百三十七・五
- 三 十六年以上二十四年以下の期間については、一年につき百分の二百

第五条の見出し中「整理退職等」を「二十五年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 二十五年以上勤続し、国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により退職した者（同法第八十一条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

二 国家公務員法第七十八条第四号（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、自衛隊法第四十二条第四号又は国会職員法第十一号第一項第四号の規定による免職の処分を受けて退職した者

三 第八条の二第五項に規定する認定（同条第一項第二号に係るものに限る。）を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

四 公務上の傷病又は死亡により退職した者

五 二十五年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるもの

六 二十五年以上勤続し、第八条の二第五項に規定する認定（同条第一項第一号に係るものに限る。）を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

第五条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十

二 十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の百六十五

三 二十六年以上三十四年以下の期間については、一年につき百分の百八十

四 三十五年以上の期間については、一年につき百分の百五

第五条の三の表以外の部分中「第五条第一項」を「第四条第一項第三号及び第五条第一項（第一号を除く。）」に、「二十五年以上」を「二十年以上」に、「同項」を「第四条第一項、第五条第一項」に改め、同条の表読み替える規定の欄中「第五条第一項」を「第四条第一項及び第五条第一項」に改め、同表読み替える字句の欄中「一年につき」の下に「当該年数及び」を加え、「百分の二」を「百分の三」に改める。

第六条の三の表読み替える字句の欄中「一年につき」の下に「当該年数及び」を加え、「百分の二」を「百分の三」に改める。

第六条の四第四項第一号中「自己都合退職者（第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を「自己都合等退職者」に改め、同項第二号から第五号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第二章中第八条の次に次の一条を加える。

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第八条の二 各省各庁の長等（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長及び特定独立行政法人の長並びにこれらの委任を受けた者をいう。以下この条において同じ。）は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

二 組織の改廃又は官署若しくは事務所の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織又は官署若しくは事務所に属する職員を対象とし

## て行う募集

- 2 各省各庁の長等は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、同項各号の別、第五項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間、募集をする人数及び募集の期間その他当該募集に関し必要な事項であつて政令で定めるものを記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 3 次に掲げる者以外の職員は、総務省令で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第八項第三号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
  - 一 第二条第二項の規定により職員とみなされる者
  - 二 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者
  - 三 前項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
  - 四 国家公務員法第八十二条の規定による懲戒処分（管理又は監督に係る職務を怠つた場合における処分）で政令で定めるものを除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 4 前項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、各省各庁の長等は職員に対しこれらを強制してはならない。
- 5 各省各庁の長等は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第二項に規定する募集をする人数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、各省各庁の長等は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。
  - 一 応募が募集実施要項又は第三項の規定に適合しない場合
  - 二 応募者が応募をした後国家公務員法第八十二条の規定による懲戒処分（第三項第四号の政令で定める処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
  - 三 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
  - 四 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- 6 各省各庁の長等は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
- 7 各省各庁の長等が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行つた後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、総務省令で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するも

のとする。

8 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

一 第十二条第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 第十九条第一項又は第二項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至つたとき。

三 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかつたとき（前二号に掲げるときを除く。）。

四 国家公務員法第八十二条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び第三項第四号の政令で定める処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。

五 第三項の規定により応募を取り下げたとき。

9 各省各庁の長等は、この条の規定による募集及び認定について、総務省令で定めるところにより、総務大臣に対し、募集実施要項（第五項に規定する方法を周知した場合にあつては当該方法を含む。次項において同じ。）を送付するとともに、認定を受けた応募者の数を報告しなければならぬ。

10 総務大臣は、毎年度、前項の規定により送付を受けた募集実施要項及び同項の規定により報告を受けた認定を受けた応募者の数を取りまとめ、公表するものとする。

第十一条第二号イ中「（昭和二十二年法律第八十五号）」を削り、同号ホ中「（昭和二十六年法律第二百九十九号）」を削る。  
第十四条第一項第二号中「（昭和二十九年法律第六十五号）」を削る。

附則第二十一項中「二十年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第十二条第一項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）」を削り、「百分の百四」を「百分の八十七」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第二十一項」とする。  
附則第二十二項中「三十六年」の下に「以上四十二年以下」を加え、「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）」を削り、「その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

#### 附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の規定（第四号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第七条、第八条及び第十一条の規定 公布の日

二 附則第十三条の規定 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

三 附則第十四条の規定 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第 号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

四 第六条中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二条、第三条及び第四条第十一号の改正規定  
 この法律の公布の日、地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を  
 改正する法律（平成二十四年法律第九十七号）の公布の日又は私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十八号）  
 の公布の日のうち最も遅い日

五 第一条中国国家公務員退職手当法目次、第三条、第四条、第五条（見出しを含む。）、第五条の三、第六条の三及び第六条の四第四項の改正規  
 定、同法第二章中第八条の次に一条を加える改正規定並びに同法第十一条第二号及び第十四条第一項第二号の改正規定並びに附則第五条の規定  
 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

六 第五条の規定並びに附則第六条、第九条、第十条及び第十五条から第二十条までの規定 平成二十七年十月一日  
 （退職手当に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（以下この条及び附則第五条において「新退職手当法」という。）附則第二十一項（新  
 退職手当法附則第二十三項及び第三条の規定による改正後の国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律附則第四項においてその例による場合  
 を含む。）及び第二十二項の規定の適用については、新退職手当法附則第二十一項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年一月一日から同  
 年九月三十日までの間においては「百分の九十八」と、同年十月一日から平成二十六年六月三十日までの間においては「百分の九十二」とする。

第五条 この法律の施行の際現に職員として在職していた者が第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第四条第一項に規定する二十五年  
 未満の期間勤続し、その者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合（  
 その者が新退職手当法第五条第一項第三号に掲げる者に該当する場合を除き、その者の勤続期間が十一年未満である場合に限る。）には、新退職  
 手当法第四条第一項に規定する十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、同項第二号に掲げるものとみなして、同項の規定を適用する。  
 （政令への委任）

第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（抄）

（傷病の程度）

第二条 法第三条第二項、第四条第二項又は第五条第一項若しくは第二項に規定する傷病は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百十八  
 号）第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。

（法第四条第一項に規定するその者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職した者）

第三条 法第四条第一項に規定するその者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものは、  
 次に掲げる者とする。

- 一 十一年以上二十五年未満の期間勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者
- 二 二十五年未満の期間勤続し、定員の減少若しくは組織の改廃（次条第一項に規定する定員の減少及び組織の改廃を除く。）又は勤務していた  
 官署若しくは事務所の移転により退職した者
- 三 裁判官で二十五年未満の期間勤続し、日本国憲法第八十条に定める任期を終えて退職し、又は任期の終了に伴う裁判官の配置等の事務の都合

により任期の終了前一年内に退職したもの

四 十一年以上二十五年未満の期間勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者  
(定員の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した者等)

第四条 法第五条第一項に規定する定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者で政令で定めるものは、法律による定員の減少若しくは組織の改廃(特定独立行政法人にあつては、これらに準ずるもの)又は国の一般会計若しくは特別会計の歳出予算の基礎とされる定員の減少により過員又は廃職を生ずることにより退職した者として各省各庁の長等が総務大臣の承認を得たものとする。

2 法第五条第一項に規定するその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 二十五年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者

二 二十五年以上勤続し、定員の減少若しくは組織の改廃(前項に規定する定員の減少及び組織の改廃を除く。)又は勤務していた官署若しくは事務所の移転により退職した者

三 裁判官で二十五年以上勤続し、日本国憲法第八十条に定める任期を終えて退職し、又は任期の終了に伴う裁判官の配置等の事務の都合により任期の終了前一年内に退職したもの

四 二十五年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者  
(勸奨の要件)

第四条の二 第三条第一号又は前条第二項第一号に規定する者に係る勸奨は、その事実について、総務省令で定めるところにより、記録が作成されたものでなければならぬ。法第三条第一項に規定する者のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職する者であることにより同条第二項の規定に該当しないものに係る当該勸奨についても、同様とする。

(公務又は通勤によることの認定の基準)

第五条 各省各庁の長等又はその委任を受けた者は、退職の理由となつた傷病又は死亡が公務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たつては、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)その他の法律の規定により職員の公務上の災害又は通勤による災害に對する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(基礎在職期間)

第五条の二 法第五条の二第二項第七号に規定する政令で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。

一 四十 (略)

(定年前早期退職者の範囲等)

第五条の三 法第五条の三に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 第四条第二項第二号から第四号までに掲げる者

二 特定減額前俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)の指定職俸給表六号俸の額に相当する額以上である者

2 法第五条の三に規定する政令で定める一定の期間は、六月とする。

- 3 法第五条の三に規定する政令で定める年齢は、退職の日において定められているその者に係る定年から十年を減じた年齢とする。
- 4 法第五条の三の規定により読み替えて適用する法第五条第一項に規定する割合は、百分の二（退職日俸給月額が一般職給与法の指定職俸給表四号俸の額に相当する額以上である場合には、百分の一）とする。
- 5 法第五条の三の規定により読み替えて適用する法第五条の二第一項各号に規定する割合は、百分の二（特定減額前俸給月額が一般職給与法の指定職俸給表四号俸の額に相当する額以上である場合には、百分の一）とする。  
（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額の最高限度額を計算する場合に退職日俸給月額に乘じる割合等）
- 第五条の四 法第六条の三の規定により読み替えて適用する法第六条に規定する割合は、前条第四項に規定する割合とする。
- 2 法第六条の三の規定により読み替えて適用する法第六条の二各号に規定する割合は、前条第五項に規定する割合とする。  
（現実に職務をとることを要しない期間）
- 第六条の六 法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には、裁判官弾劾法（昭和二十二年法律第三百二十七号）第三十九条の規定による職務の停止の期間及び検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二十四条の規定により欠位を待つ期間を含むものとする。

#### ○検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）（抄）

- 第十五条 検事総長、次長検事及び各検事長は一級とし、その任免は、内閣が行い、天皇が、これを認証する。
- ② 検事は、一級又は二級とし、副検事は、二級とする。

#### ○会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）（抄）

- 第十四条 前条の職員の任免、進退は、検査官の合議で決するところにより、院長がこれを行う。
- ② 院長は、前項の権限を、検査官の合議で決するところにより、事務総長に委任することができる。

#### ○国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（抄）

- 第二十七条 事務総長は、各議院において国会議員以外の者からこれを選挙する。
- ② 参事その他の職員は、事務総長が、議長の同意及び議院運営委員会の承認を得てこれを任免する。
- 第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の國務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中国又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。ただし、両議院一致の議決に基づき、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職に就く場合は、この限りでない。
- 第三百三十一条 議員の法制に関する立案に資するため、各議院に法制局を置く。
- ② 各法制局に、法制局長一人、参事その他必要な職員を置く。
- ③ 法制局長は、議長が議院の承認を得てこれを任免する。但し、閉会中は、議長においてその辞任を許可することができる。
- ④ 法制局長は、議長の監督の下に、法制局の事務を統理する。
- ⑤ 法制局の参事その他の職員は、法制局長が議長の同意及び議院運営委員会の承認を得てこれを任免する。

⑥ 法制局の参事は、法制局長の命を受け事務を掌理する。

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)(抄)

(国家公務員退職手当法の特例)

第三十一条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第二条第一項に規定する職員(以下この項において「職員」という。)のうち、国の行政機関等の長等が第二十条第一項の契約を締結した日の翌日から当該契約に係る対象公共サービスの第九条第二項第二号に規定する実施期間又は第十四条第二項第二号に規定する実施期間(以下この項において「実施期間」という。)の初日以後一年を経過する日までの期間内に、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に使用される者(当該対象公共サービスに係る業務に従事するものに限る。以下この項において「対象公共サービス従事者」という。)となるための退職(同法第四条第一項又は第五条第一項の規定に該当する退職に限る。次項において「特定退職」という。)をし、かつ、引き続き対象公共サービス従事者として在職した後引き続き実施期間の末日の翌日までに再び職員となつた者(以下この条において「再任用職員」という。)が退職した場合におけるその者に対する同法第二条の四の規定による退職手当に係る同法第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

2 再任用職員が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当の額の計算の基礎となる同法第五条の二第二項に規定する基礎在職期間(以下この項において「基礎在職期間」という。)には、同条第二項の規定にかかわらず、特定退職に係る退職手当(以下この条において「先の退職手当」という。)の額の計算の基礎となつた基礎在職期間を含むものとする。

3 再任用職員が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当の額は、第一号に規定する法律の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、同号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。ただし、その額が第三号に掲げる額より少ないときは、同号に掲げる額とする。

一 国家公務員退職手当法第二条の四から第六条の四まで及び附則第二十一項から第二十三項まで、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第六十四号)附則第三項、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十号)附則第五項から第八項まで、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十二号)附則第四項並びに国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十五号)附則第三条から第六条までの規定により計算した額

二 再任用職員が支給を受けた先の退職手当の額と当該先の退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間に係る利息に相当する額を合計した額

三 前二項の規定を適用しないで第一号に規定する法律の規定により計算した額

4 前三項の規定は、再任用職員の退職前に、先の退職手当に関し、国家公務員退職手当法第十四条第一項の規定による処分(先の退職手当の全部を支給しないこととするものに限る。)又は同法第十五条第一項の規定による処分(先の退職手当の全部の返納を命ずるものに限る。)が行われたときは、適用しない。

5 再任用職員が退職し、まだ当該退職に係る退職手当(その額を第三項本文の規定により計算するものに限る。次項及び第七項において同じ。)の額が支払われていない場合において、先の退職手当に関し国家公務員退職手当法第十三条第一項から第三項までの規定による処分が行われたとき

は、当該退職に係る同法第十一条第二号に規定する退職手当管理機関（次項及び第七項において単に「退職手当管理機関」という。）は、当該処分を受けている者に対し、これらの規定による場合に準じて、第三項本文の規定により計算した額から同項第三号に掲げる額を控除して得た額（以下この条において「特例加算額」という。）の支払を差し止める処分を行うものとする。この場合において、先の退職手当に關し同法第十三条第一項から第三項までの規定による処分が取り消されたときは、当該特例加算額の支払を差し止める処分も取り消すものとする。

6 再任用職員の退職前に、先の退職手当に關し、国家公務員退職手当法第十四条第一項の規定による処分（先の退職手当の全部を支給しないこととするものを除く。）若しくは同法第十五条第一項の規定による処分（先の退職手当の全部の返納を命ずるものを除く。）が行われたとき、又は再任用職員が退職し、まだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、先の退職手当に關し同法第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第十七条第一項から第五項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該処分を受けている者に対し、これらの規定による場合に準じて、特例加算額の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うものとする。この場合において、これらの規定による処分が取り消されたときは、当該特例加算額の全部又は一部を支給しないこととする処分も取り消すものとする。

7 再任用職員が退職し、当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、先の退職手当に關し国家公務員退職手当法第十五条第一項、第十六条第一項又は第十七条第一項から第五項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該処分を受けている者に対し、これらの規定による場合に準じて、特例加算額の全部又は一部に相当する額の返納又は納付を命ずる処分を行うものとする。この場合において、これらの規定による処分が取り消されたときは、当該特例加算額の全部又は一部に相当する額の返納又は納付を命ずる処分も取り消すものとする。

8 国家公務員退職手当法第十二条第二項及び第三項の規定は第五項及び第六項の規定による処分について、同条第二項の規定は前項の規定による処分について準用する。

### ○災害対策基本法施行令（昭和三十七年法律第二百八十八号）（抄）

（派遣職員の給与等）

第十八条 派遣職員は、一般職の職員の給与に關する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十二条第一項の通勤手当、同法第十二条の二第一項及び第三項の単身赴任手当、同法第十三条第一項の特殊勤務手当、同法第十六条第一項の超過勤務手当、同法第十七条の休日給、同法第十八条の夜勤手当、同法第十九条の二第一項及び第二項の宿日直手当、同法第十九条の三第一項の管理職員特別勤務手当並びに国家公務員等の旅費に關する法律（昭和二十五年法律第一百四号）第三条第一項の旅費又は国若しくは指定公共機関の職員に対して支給されるべきこれらに相当するものの支給を受けることができない。

2 派遣職員は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第一項の給料、同条第二項の扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び退職手当、地方公務員法第四十三条第一項の共済制度による給付並びに同法第四十五条第一項の公務災害補償又は派遣を受けた都道府県若しくは市町村の職員に対して支給されるべきこれらに相当するものの支給を受けることができない。

3 派遣職員に対する次に掲げる規定（指定公共機関からの派遣職員にあつては、第六号及び第七号に掲げる規定）の適用については、派遣を受けた

都道府県又は市町村の職員としての勤務を国又は指定公共機関の職員としての勤務とみなす。

一 一般職の職員の給与に関する法律第八条第五項から第七項まで(防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第五条第二項において準用する場合を含む。)、第十五条及び第十九条の七第一項

二 人事院規則九一七(俸給等の支給)第七条

三 防衛省の職員の給与等に関する法律第十一条第二項、第十六条第二項、第十七条第一項、第十八条第三項及び第十八条の二第一項

四 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)第八条の三第四項

五 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)第一条及び第五条

六 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第二条第一項、第六条の四第一項及び第七条第四項

七 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百八号)第二条第一項

4 派遣職員に対する次に掲げる規定(指定公共機関からの派遣職員にあつては、第一号、第三号及び第五号に掲げる規定)の適用については、派遣を受けた都道府県又は市町村の公務を国又は指定公共機関の公務とみなす。

一 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第十条、第十二条、第十二条の二第一項、第十三条第一項及び第八項、第十五条、第十八条並びに第二十二條第一項及び第二項

二 防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する前号に掲げる規定

三 国家公務員退職手当法第五条第一項

四 防衛省の職員の給与等に関する法律第二十八条第三項

五 国家公務員共済組合法第八十二条第二項、第八十五条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。 )及び第八十九条第二項

5 派遣職員(国家公務員災害補償法第四条第一項(防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する場合を含む。 )の給与及び国家公務員共済組合法第二条第一項第五号の報酬については、派遣を受けた都道府県又は市町村が法令の規定により当該派遣職員に対し支給した通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当するものを、国が法令の規定により当該派遣職員に対し支給し、又は指定公共機関が当該派遣職員に対し支給した通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当するものとみなす。

6 派遣職員の地方自治法第二百四条第二項のへき地手当(これに準ずる手当を含む。 )、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び農林漁業普及指導手当又は派遣を受けた都道府県若しくは市町村の職員に対して支給されるこれらの相当するものの支給額の算定の基礎となる給与については、国が法令の規定により当該派遣職員に対し支給し、又は指定公共機関が当該派遣職員に対し支給する俸給(俸給の調整額を含む。 )、扶養手当及び地域手当又はこれらに相当するものを、派遣を受けた都道府県若しくは市町村が法令の規定により当該派遣職員に対し支給すべき給料、扶養手当及び地域手当又はこれらに相当するものとみなす。

7 派遣職員に対する一般職の職員の給与に関する法律第十一条の三から第十一条の七までの地域手当、同法第十三条の二第一項の特地勤務手当、同法第十四条第一項及び第二項の特地勤務手当に準ずる手当並びに国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条の寒冷地手当又はこれらに相当するものの支給については、国の職員としての勤務に係る地域の支給地域の区分又は官署の級別区分に応じ、これを行うものとする。

8 国又は指定公共機関が派遣職員に対して支給した一般職の職員の給与に関する法律第五条第一項の俸給、同法第十条の二第一項の俸給の特別調

整額、同法第十条の三第一項の本府省業務調整手当、同法第十条の四第一項及び第二項の初任給調整手当、同法第十条の五第一項の専門スタッフ職調整手当、同法第十一条第一項の扶養手当、同法第十一条の三から第十一条の七までの地域手当、同法第十一条の八第一項及び第三項の広域異動手当、同法第十一条の九第一項の研究員調整手当、同法第十一条の十第一項の住居手当、同法第十三条の二第一項の特地勤務手当、同法第十四条第一項及び第二項の特地勤務手当に準ずる手当、同法第十九条の四第一項の期末手当並びに同法第十九条の七第一項の勤勉手当の支給額、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条の寒冷地手当の支給額並びに国家公務員災害補償法第九条各号に規定する公務災害補償に要する費用又はこれらに相当するもの並びに国又は指定公共機関が負担した国家公務員共済組合法第九十九条第二項第一号から第三号までに規定する負担金のうち派遣職員に係る額については、派遣を受けた都道府県又は市町村がこれを負担するものとする。